

阪急宝塚山手台第7住宅地区
緑地協定書

阪急宝塚山手台第7住宅地区緑地協定書

(目 的)

第 1 条 本協定は都市緑地法（平成16年法律第109号、以下「法」と称する。）第45条の規定に基づき、本協定第4条に定める区域（以下「協定区域」と称する。）内における緑化に関する事項を定めることにより当該区域内の緑化を図り、住宅地の良好な環境を維持管理することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本協定は、阪急宝塚山手台第7住宅地区緑地協定と称する。

(協定の締結)

第 3 条 本協定は協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権者又は賃借権者（以下「土地の所有者等」と称する。）の全員の合意により締結する。

(協定区域)

第 4 条 本協定の協定区域は、別紙緑地協定区域図赤線内区画とし、次のとおりとする。

（総区画数176区画）

宝塚市山手台西4丁目 17-1, 18-1~8, 19-1~14, 20-1~12,
21-1~12, 22-1~11, 23-1~27,
24-1~22, 25-1~21, 26-1~7, 27-1~5
28-1~13, 29-1~9, 30-1~3, 31-1~11

(協定の効力)

第 5 条 本協定は、宝塚市長の認可の公告のあった日から効力を発し、認可の公告のあった日以後にこの協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(緑化に関する基準)

第 6 条 本協定第4条に定める協定区域内における樹木等を植栽する場所は、各区画における既設の植樹帯（「造成完了時」に築造されている外部直擁壁と道路境界に挟まれた植栽スペース）及び植樹（「造成完了時」に築造されている縁石と道路境界に挟まれた植栽スペース）とする。

2. 前項にて規定する既設の植樹帯及び植樹以外の空間地についても、極力接道部緑化を行うものとする。ただし、通路及びカーポート等の緑化が不可能な部分についてはこの限りではない。
3. 第1条の目的を達成するため、既設の植樹帯及び植樹への工作物（ただし転落防止を目的として設置するもの、別紙緑地協定区画街路図茶色着色部分（7-1463）に面する部分に転落防止、侵入防止を目的として設置するもの、また「造成完了時」に築造されている外部直擁壁の表面仕上げに係るものについてはこの限りではない）の築造、並びに既設の植樹帯及び植樹の構造・形状の変更を禁止するものとする。
4. 植栽する樹木等の種類、植栽する量及び垣・柵の構造に関する規準は次のとおりとする。

(1) 植栽する樹木の種類は当該区域内の風土に適合したものとし、別表に掲げるものを

基本とする。

(2) 植栽する樹木の量は一列植栽以上とし、樹木相互の葉張りが接する程度に植栽するものとする。

(3) 宅地内の空間地についても、極力貼芝等で緑化するものとする。

(4) 垣の構造は生垣とし、柵の構造はネットフェンス等の見通しのきくものとする。

(既設の植樹帯及び植樹が設置されていない部分における緑化)

第 7 条 道路に面して既設の植樹帯もしくは植樹が設置されていない部分を有する区画であっても、第 1 条の目的が達成されるよう、通路及びカーポート等の緑化が不可能な部分を除き、極力接道部緑化を行うものとする。

(樹木等の維持管理)

第 8 条 協定区域内の土地の所有者等は、本協定に基づいて植栽する樹木等について第 1 条の目的が達成されるよう維持管理を行うものとする。

(有効期間)

第 9 条 本協定の有効期間は、法第 47 条第 2 項に規定する宝塚市長の認可の公告のあった日から起算して 10 年とする。ただし、有効期間満了 6 ヶ月前に土地の所有者等の過半数の廃止申立てがない限り、引き続き 10 年間有効とする。

(協定の変更及び廃止)

第 10 条 本協定にかかる協定区域、緑化に関する事項、有効期間又は協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、これを宝塚市長に申請して、その認可を受けなければならない。

2. 本協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを宝塚市長に申請して、その認可を受けなければならない。

(所有地等の譲渡等)

第 11 条 当該協定区域内の土地の所有者等は、所有地または建築物を譲渡する場合、譲受人に対して本協定の効力及び内容を明らかにし、本協定の写しを譲渡しなければならない。

(違反者の措置)

第 12 条 第 13 条に定める委員会の委員長は、同委員会の決定に基づき第 6 条及び第 7 条の規定に違反した土地の所有者等（以下「違反者」という。）に対して本協定の履行に必要な措置を請求することができる。

2. 違反した者がこの請求に応じないときは協定の目的とする範囲内で必要な措置をとることができるものとする。

3. 本協定の有効期間内における違反者に対する本条第 1 項、第 2 項の措置については、期間満了後もなお効力を有する。

(運営委員会)

第 13 条 本協定の運営のため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し次の役員をおく。

委員長	1 名
副委員長	1 名
委員	若干名
会計	1 名

2. 委員は土地の所有者等の互選とする。なお、1区画の土地の共有者又は共同借地権者は、その内の1人を代表者として委員を互選する。
3. 委員長は委員の互選とし、協定運営のための会務を総理し、委員会を代表する。
4. 副委員長及び会計は委員の内から委員長が委嘱する。
5. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
6. 会計は本協定の運営に関する経理業務を処理する。

(委員の任期)

第14条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員の再任は妨げないものとする。

(経 費)

第15条 土地の所有者等は、委員会の運営に必要な経費を負担しなければならない。

(補 則)

第16条 本協定に規定するもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(付 則)

本協定はこれを3部作成の上、宝塚市長に認可申請をし、認可後その1部を委員長が保管し、その写しを協定全員に配付する。